

つべつ放課後児童クラブ・津別町児童館
安全計画

令和6年 4月 1日
津別町教育委員会

第1章 総則

1 安全計画策定の目的

つべつ放課後児童クラブ及び児童館における児童の安全の確保に関し、計画的に実施するため、各年度において当該年度が始まる前に、施設の設備等の安全点検、施設外活動等を含む放課後児童クラブ及び児童館行事での活動や取り組み等における職員や児童に対する安全確保のための指導、職員への各種訓練や研修等の児童生徒の安全確保に関する取り組みについて、年間の行動スケジュールを定めることを目的としてつべつ放課後児童クラブ・津別町児童館安全計画（以下「本計画」という。）を定める。

なお、津別町内において津別町児童館1施設内で、放課後児童クラブと放課後子ども教室を連携して運営しているため、すべてに関連づけた安全計画とする。

2 本計画の位置づけ

本計画は、津別町教育委員会を策定主体とし、津別町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例（平成26年12月26日津別町条例第37号。以下「条例」という。）第5条の2に規定する安全に関する事項に関する計画とする。

また、津別町児童館運営計画及び各種対応マニュアル並びに年間指導計画の内容について具体的な手順とスケジュールによって実効性を担保することを主旨として、本計画とその内容を相互に補完するものとする。

3 本計画の履行・改訂

本計画は、計画どおり履行されることはもちろんのこと、新たな年度が始まる前に、職員間でその内容を見直し、共有する。また、職員は、本計画内容の改訂が必要と判断する場合は、あらかじめその内容を津別町教育委員会と協議してこれを変更、決定する。

第2章 細則

1 安全点検

(1) 備品・設備・施設の安全点検

備品・設備・施設の安全点検は、児童館運営計画（4. 管理計画）に基づき、管理日誌「安全点検チェック表」によりあらかじめ点検項目を明確にし、職員で分担して開館日は毎日実施する。

設備・施設の安全点検実施においては、月ごとに季節や利用形態の変化により、特に重点的に点検すべき箇所を把握し、実施する。

なお、破損等が見つかった場合は、管理日誌とは別に速やかに担当係へ報告し、迅速かつ適切な処置を講ずる。

(2) マニュアル（指針）の策定・共有

児童館運営計画及び各種マニュアルは、策定期間、見直し予定時期、掲示・保管場所を明確にし、全職員が内容を把握する。

各フロアに職員を配置して見守りを強化するとともに児童生徒の体調の変化や留意点、発生した事故、ヒヤリ・ハット事例等の情報を職員間で共有し、起こり得るリスクや対応策を検証し、事前に必要な声かけをするなど事故防止への意識の向上や迅速な対応につなげる。

屋外や町外での活動については下見や事前踏査をして危険箇所や避難場所等を確認・把握し、実施の可否判断、職員の人数や配置を適切に行う。また、緊急時の保護者等への連絡手段、救急病院についても把握する。

2 児童生徒・保護者に対する安全教育等

(1) 児童生徒への安全指導

児童生徒の年齢、発達や能力に応じ、児童生徒自身が安全や危険を認識し、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について学習して習得できるよう援助する。児童生徒への学習は、学年及び実施時期を定め、計画的に実施する。

各フロア担当職員は日常の見守りを通して児童生徒の様子実態を把握し、必要に応じて個人又は全体に対し安全指導を行い、理解させる。また、保護者とも情報共有を図り、家庭における安全指導の協力をお願いする。場合によっては学校とも共有し、学校による安全指導の協力をお願いし、連携しながら安全教育の強化を図る。

(2) 保護者等への周知・共有

保護者に対し、放課後児童クラブ・児童館において策定した安全計画やマニュアル等の安全に関する取組内容を周知・共有する。

日常生活においても児童生徒の安全に係るルール・マナーを遵守することや、バスや徒歩で来館・帰宅する児童生徒には、来館及び帰宅時の安全確保の観点から交通安全・不審者対応について学校や保護者と連携し、放課後児童クラブ・児童館における活動外においても、児童生徒の事故等の防止につなげる。

放課後児童クラブ・児童館において策定した安全計画やマニュアル等の安全に関する取組内容について、必要に応じて地域の関係機関と共有する。

児童生徒の安全確保や防犯・災害時の体制確立のため、日頃から積極的に保護者や学校と情報共有や連絡を密にし、事故を未然に防ぐように努めるとともに、危機発生時には保護者や学校、地域からの協力を得て対応できる体制を整える。

3 訓練・研修

(1) 避難訓練等

避難訓練は、火災・地震など起こり得る災害を想定し、利用児童生徒含む児童館内全体で次の訓練を実施する。時期についてはあらゆる季節を想定して適宜実施する。

職員は、上記避難訓練に加え消火訓練、救命救急講習、不審者の侵入を想定した実践的な訓練や通報訓練など必要に応じて警察、消防等関係機関の協力を得ながら、防災、防犯、事故対応など各種訓練を計画的に行う。

(2) 職員への研修・講習

自治体が行う研修・訓練やオンラインで共有されている事故予防に資する研修動画などを活用した研修を含め、放課後児童クラブ等の運営に係る研修や訓練は全ての職員が受講する。

また、北海道・北海道教育委員会・児童館連絡協議会・学童保育連絡協議会などが主催する放課後児童クラブや児童館に関する研修会(オンライン含む)に積極的に参加する。

また、放課後児童支援員認定資格研修に参加資格のある職員は受講する。

4 再発防止策の徹底

児童生徒の受け入れ開始前に全職員で児童生徒の様子や利用状況などの情報を共有し、場面に応じた職員の配置や緊急時の役割などを明確にする。

ケガ、病気、トラブルなど対応を要した場合やヒヤリ・ハット事例は、担当係に報告するとともに指導日誌にも記録し、全職員が共有する。

教育委員会は、職員との会議等において児童生徒の様子や施設整備状況の情報を共有し、ヒヤリ・ハット事例や過去の事故報告の収集と要因を分析、検証を行い、職員間で共有と対策を協議し、事故防止と再発防止の徹底を図る。